

2026/3/25 市議会本会議 請願採決に際しての中西礼皇議員（対話の会）の賛成討論

請願第4号 議会基本条例に基づく 常任委員会の審議と 運営改善を求める請願について討論を行います。

請願項目1つ目には、まず「委員会審議に際して、質疑・討論・採決を明確にし、実質的な審議を行えるようにしてほしい」とあります。指摘の通り、委員会で理事者や請願者への質疑に合わせて態度表明をするケースが見受けられます。委員長の進行でも「質疑、御意見がございましたらお願いいたします。あわせて、態度表明もお願いいたします。」と述べています。しかし、他の議員の質疑により、新たな事実が判明した場合、議決態度が予定と変わることはあり得ます。質疑と討論、採決を明確に分けることは必要だと考えます。

また、請願項目には「議員相互における自由な討議を重んじての合意形成、を求める内容がありました。議員間討議は議会運営委員会において議会局が説明したように、いつでも行える状況にあります。しかし我々は取り組んでこなかった、これを市民から指摘されています。ところが、議会運営委員会での議論において、委員からは、「事前に会派で議論の方向性を決めている」という議員間討議が必要ないかのような発言がありました。これは熟議を軽んじていると言えます。最終的な議決態度は異なっても、どの部分が合意できて、どの部分で反対だったのかを明らかにすることで論点を明らかにし、市民に議論の中身を公開するために議員間討議が必要です。

請願項目2つめには、「重要な案件には議会基本条例 第11条（政策形成過程の説明）に定める諸項目について明らかにし、市民への情報発信、情報共有、説明責任を果たしてください」とあります。これについてはこれまでの審議において「政策等の代替案または他の自治体との比較検討」や「将来にわたる費用を明らかにする」という点で不十分なケースがあったと自省するところです。

また、報告事項について「議会が報告を聞いたことで、了承したことにならないようにしてほしい」とあります。これは議会で報告された案件に関して、理事者側がタウンミーティング等の場で、市民に対し「議会では了承している」という趣旨の発言をしたと、市民から情報提供がありました。議会が報告事項を即了承したと捉えていなくても、行政側がそのような扱いをする以上は、対応の検討が必要と考えます。

請願項目3つ目には、「*請願及び陳情を「市民による政策提案」と位置づけるなら、審議の機会を市民との意見交換や意見聴取の貴重な機会と位置付けて、積極的に質疑や討論を行えるように改善してください*」、とあります。請願者からの反問をどこまで認めるのかについて議論はありますが、例えば委員会において各委員の発言の後、採決の前に請願者が再度陳述する機会を設けるなど、現在より更に有意義な議論を行うための改善は必要です。

以上、3項目に5つの論点がありましたが、それら全てが的確な指摘であり、議会として真摯に受け止めるべきものです。よって賛成を表明し、全ての議員に賛同を求め、討論を終わります。